

マイナンバー制度

第5弾

通知カードの送付と
個人番号カードについて



マイナンバーについて、
詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/
bangoseido/index.html](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)

マイナンバー 検索

通知カードの送付について

11月に入り、通知カードが順次、簡易書留郵便により各世帯に配布されてきているところと思われます。通知カードには下記のとおりセキュリティ対策が施されており、偽造できないようになっていますが、通知カードが届いたらご自身で大切に保管しますよう!

なお、住民票を有する全ての方に通知カードは届けられますが、12月に入つてもまだ通知カードを受け取られてない方は、役場にカードが返戻される可能性がありますので町民税務課までご連絡ください。

通知カードのセキュリティ対策

おもて面



①白黒すき入れ（「桜」図案）

図柄の陰影を表現可能な透かし技術で、紙幣と同様の偽造対策効果あり。（複写不可、偽造困難）

②彩紋パターン

微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。

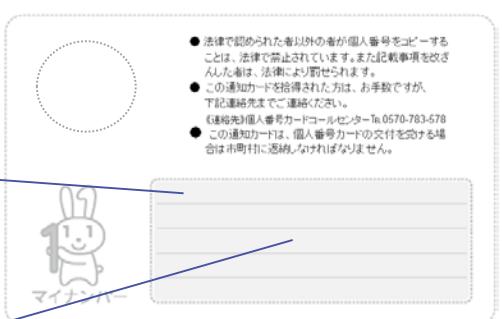
③マイクロ文字

特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。

④コピー牽制

コピー時に「複写」の文字が浮かび上ることで、複写による偽造が困難となる。

うら面



個人番号（マイナンバー）カードについて
個人番号カードについては、広報10月号でもご紹介していますが再度お知らせいたします。



- おもて面には、氏名、住所、生年月日、性別が記載されるほか、本人の写真が貼付されています。
- うら面には、マイナンバー（個人番号）が記載されるほか、様々なサービス利用が可能となるICチップが搭載されています。
- 本人確認のための身分証明書として利用できるほか、ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Taxなどの各種電子申請のほか、マイナポータルも利用できます。
- ICチップには、所得の情報や病気の履歴などのデリケートな個人情報は記録されませんので、個人番号カード一枚からすべての個人情報が分かれてしまうことはありません。

※1 マイナポータルとは、マイナンバー（個人番号）を含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかをパソコン等から確認できる別名「情報提供等記録開示システム」のことです、平成29年1月から利用開始予定です。

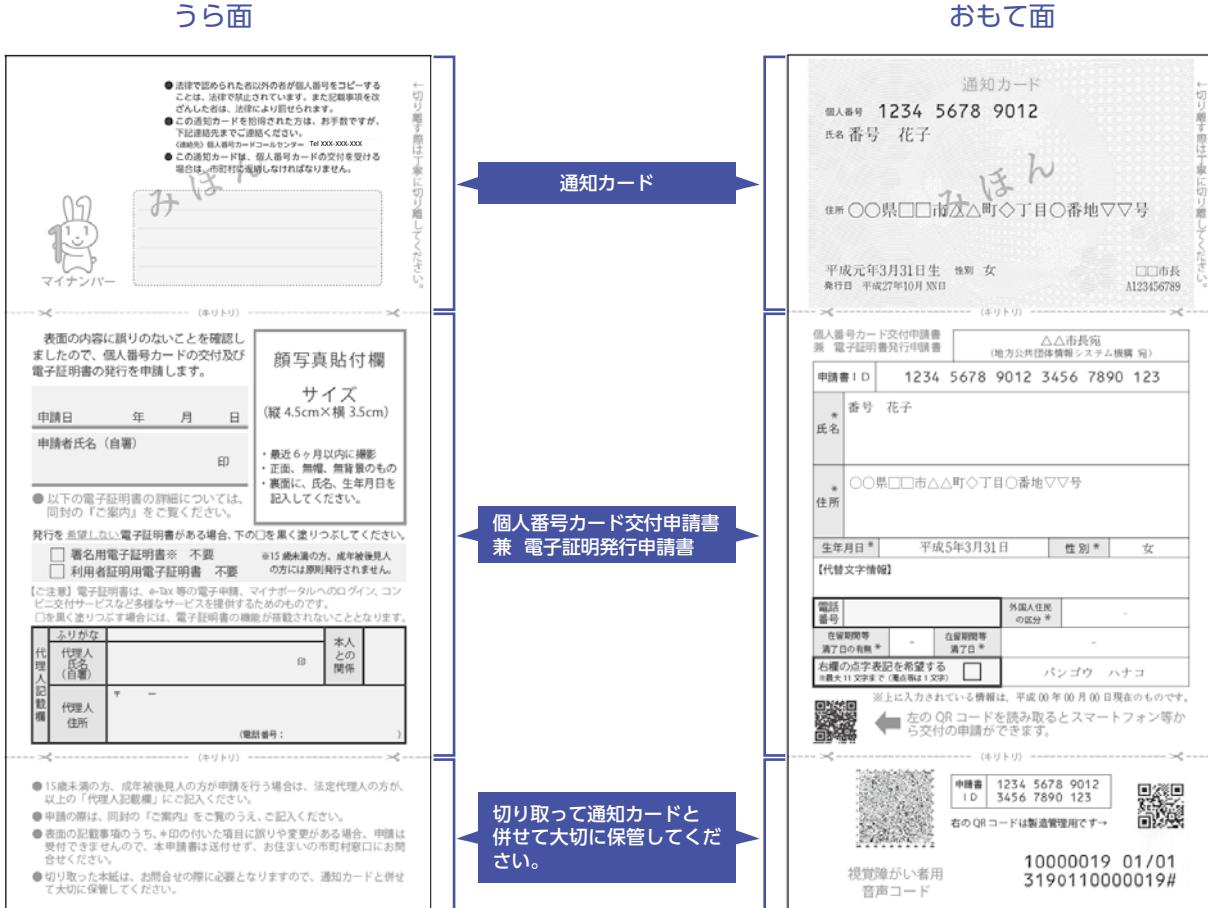
〈申請方法〉

来年1月から交付される個人番号カードを希望される方は、通知カードに付いている「個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書」に顔写真を添付。必要事項を記入し、同封されいる返信用封筒に入れ郵送してください。また、スマートフォンを使用し交付申請書おもて面下部のQRコードを読み取って申請するか、自宅のパソコンから申請用WEBサイトにアクセスし申請することも可能です。

〈受け取り方法〉

カードを申請された方は、来年1月以降、役場から交付通知書(はがき)を送付します。送られてきた交付通知書、通知カードおよび本人確認書類等を持参して、受け取り期限内までに指定された交付場所(役場および各総合事務所の窓口)へご本人(原則)がお越しください。ただし、閉庁時の交付はできません。

通知カード・申請書(イメージ)



問合せ

町民税務課

47-8015

マイナンバー便乗詐欺に
ご注意ください。

マイナンバー制度をかたり、預金口座番号など個人情報を聞き出そうとする不審な電話や訪問が各地であるそうです。個人番号を通知する前に、行政機関から何らかの手続きを求めたり、個人情報を照会することはありません。ご不明な点などについての問い合わせは、右記フリーダイヤルもしくは、町民税務課にお問い合わせください。

●新たに「マイナンバー総合フリーダイヤル」が開設されました。「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル(TEL0120-195-0178(無料))にお問い合わせください。既存の全国共通ナビダイヤルも継続して設置されています。